

悪臭関係資料

□ （悪臭）－１ 悪臭測定結果

（公害防止協定工場分は協定工場立入調査結果資料に記載）

< 四 屋 浄 化 セ ン タ ー >

単位：ppm

悪臭物質 測定地点	メチルメル カプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
敷 地 境 界	ND	0.003	ND	ND
規 制 値	0.002	0.02	0.01	0.009

< 二 上 浄 化 セ ン タ ー >

単位：ppm

悪臭物質 測定地点	メチルメル カプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
敷 地 境 界	ND	ND	ND	ND
規 制 値	0.002	0.02	0.01	0.009

< 松 太 枝 浜 浄 化 セ ン タ ー > *悪臭防止法規制地域外

位：ppm

悪臭物質 測定地点	メチルメル カプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
敷 地 境 界	ND	ND	ND	ND
規 制 値	0.002	0.02	0.01	0.009

注 ND（検出されず）とは、定量限界未満をいう。

□ (悪臭)－２ 悪臭物質定量限界値一覧

単位：ppm

項 目	定 量 限 界 値	項 目	定 量 限 界 値
ア ン モ ニ ア	0.1	メチルイソブチルケトン	0.05
メチルメルカプタン	0.001	ト ル エ ン	0.05
硫 化 水 素	0.001	ス チ レ ン	0.05
硫 化 メ チ ル	0.001	キ シ レ ン	0.05
二 硫 化 メ チ ル	0.001	プ ロ ピ オ ン 酸	0.001
トリメチルアミン	0.001	ノ ル マ ル 酪 酸	0.0001
ア ル デ ヒ ド 類	0.003	ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0001
イ ソ ブ タ ノ ール	0.05	イ ソ 吉 草 酸	0.0001
酢 酸 エ チ ル	0.05		

□ （悪臭）－３ 告示事項（悪臭関係）

高岡市告示第33号

悪臭防止法に基づく規制する地域の指定等について

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により悪臭原因物の排出を規制する地域（以下「規制地域」という。）を次の1のとおり指定し、同法第4条第1号の規定による事業場の敷地の境界線の地表における規制基準、同条第2号の規定による気体排出施設の排出口における規制基準及び同条第3号の規定による事業場の敷地外における規制基準を次の2つのとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、関係詳細図面は、高岡市生活環境部地域安全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月1日

高岡市長 高橋 正樹

1 規制地域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域

2 規制基準

(1) 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質の種類	規 制 基 準	
	工業専用地域	その他の用途地域
ア ン モ ニ ア	2 ppm	1 ppm
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.004 ppm	0.002 ppm
硫 化 水 素	0.06 ppm	0.02 ppm
硫 化 メ チ ル	0.05 ppm	0.01 ppm
二 硫 化 メ チ ル	0.03 ppm	0.009 ppm
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.02 ppm	0.005 ppm
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0.1 ppm	0.05 ppm
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.1 ppm	0.05 ppm
ノ ル マ ル ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.03 ppm	0.009 ppm
イ ソ ブ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.07 ppm	0.02 ppm
ノ ル マ ル バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.02 ppm	0.009 ppm
イ ソ バ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.006 ppm	0.003 ppm
イ ソ ブ タ ノ ー ル	4 ppm	0.9 ppm
酢 酸 エ チ ル	7 ppm	3 ppm

メチルイソブチルケトン	3 ppm	1 ppm
トルエン	30 ppm	10 ppm
スチレン	0.8 ppm	0.4 ppm
キシレン	2 ppm	1 ppm
プロピオン酸	0.07 ppm	0.03 ppm
ノルマル酪酸	0.002 ppm	0.001 ppm
ノルマル吉草酸	0.002 ppm	0.0009ppm
イソ吉草酸	0.004 ppm	0.001 ppm
備考 この表に掲げる工業専用地域とは、規制地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域をいい、その他の用途地域とは、規制地域のうち工業専用地域以外の区域をいう。		

(2) 気体排出施設の排出口における規制基準

ア 次の式により算出した特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。以下同じ。）の流量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

この式において、 q 、 He 及び Cm は、それぞれ次の値を表すものとする。

q	流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）
He	イに規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）
Cm	前号に規定する特定悪臭物質の値（単位 100万分率）
イに規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。	

イ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$He = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、 He 、 Ho 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He	補正された排出口の高さ（単位 メートル）
Ho	排出口の実高さ（単位 メートル）
Q	温度15度における排出ガスの流量（単位 立法メートル毎秒）
V	排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）
T	排出ガスの温度（単位 絶対温度）

(3) 事業場の敷地外における規制基準

次の式により算出した特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレールアルデヒド、イソバレールアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。以下同じ。）の排出水中の濃度とする。ただし、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$CLm = k \times Cm$$

これらの式において、

CLm	排出水中の濃度（単位 1リットルにつきミリグラム）
k	別表の左欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の中欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに同表の右欄に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）
Cm	第1号に規定する特定悪臭物質の値（単位 100万分率）

別表（2項関係）

特定悪臭物質の種類	当該事業所から敷地外に排出される排出水の量	値
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	63
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9

悪臭防止法に基づく規制する地域の指定等についての一部改正について

悪臭防止法に基づく規制する地域の指定等について（平成24年高岡市告示第33号）の一部を次のように改正し、平成30年7月1日から施行する。

平成30年3月30日

高岡市長 高橋 正樹

1 中「準住居地域」の次に「、田園住居地域」を加える。